

○内閣府告示第百二十六号

消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）第十四条の三第一号の規定に基づき、消費税法施行令第十四条の三第一号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等（平成十七年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から適用する。

令和七年九月三十日

内閣総理大臣 石破 茂

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後			
第一 一日に保育する乳幼児の数が六人以上である施設 次に掲げる事項のいずれも満たすものであること。 一 保育に従事する者の数及び資格 イ [略] ロ 保育に従事する者のうち、その総数のおおむね三分の一（保育に従事する者が二人以下の場合にあつては、一人）以上に相当する数の者が、保育士（児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（二）において「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下この口において「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下この口において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であつた区域（ホにおいて「事業実施区域」という。）内にある施設にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（二）において「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域であつた区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（ホにおいて「国家戦略特別区域限定保育士」という。）（以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。ただし、国家戦略特別区域法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域内に所在する施設であつて、次のいずれにも該当し、かつ、本文に規定する事項を満たす施設と同等以上に適切な保育の提供が可能である施設にあつては、この限りでない。 〔1〕〔3〕 略 ハ [略] 二 地域限定保育士が、その業務に関して地域限定保育士の名称を表示するときに、当該地域限定保育士が児童福祉法第十八条の二十八第二項に規定する地域限定保育士登録を受けた認定地方公共団体を明示し、当該認定地方公共団体以外の区域を表示していないこと。 ホ 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。 〔二〕九 略 第二 一日に保育する乳幼児の数が五人以下であり、児童福祉法第六条の三第九項に規定する業務又は同条第十二項に規定する業務を目的とする施設 次に掲げる事項のいずれも満たすものであること。 〔一〕二 略 三 その他 第一の一のハからホまで、二の二及びホ、三並びに五から九までに掲げる事項のいずれも満たしていること。この場合において、第一の二のホ中「調理室」とあるのは「調理設備の部分」と、六のイ中「調理室」とあるのは「調理設備」と読み替えるものとする。 第三 児童福祉法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設であつて、複数の保育に従事する者を雇用しているもの 次に掲げる事項のいずれも満たすものであること。 〔一〕三 略 四 第一の一のハからホまで、五のイ(1)から(4)まで、ロ並びにハ(1)及び(2)、七のイ、二(1)及びヘからチ（(7)を除く。）まで、八並びに九に掲げる事項のいずれも満たしていること。この場合において、第一の五のイ(2)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされ			
改 正 前			
第一 一日に保育する乳幼児の数が六人以上である施設 次に掲げる事項のいずれも満たすものであること。 一 保育に従事する者の数及び資格 イ [同上] ロ 保育に従事する者のうち、その総数のおおむね三分の一（保育に従事する者が二人以下の場合にあつては、一人）以上に相当する数の者が、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。ただし、同法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域内に所在する施設であつて、次のいずれにも該当し、かつ、本文に規定する事項を満たす施設と同等以上に適切な保育の提供が可能である施設にあつては、この限りでない。 〔1〕〔3〕 同上 ハ [同上] 〔写の細分を加える。〕 二 国家戦略特別区域限定保育士が、その業務に関して国家戦略特別区域限定保育士の名称を表示するときに、その資格を得た事業実施区域を明示し、当該事業実施区域以外の区域を表示していないこと。 〔二〕九 同上 第二 一日に保育する乳幼児の数が五人以下であり、児童福祉法第六条の三第九項に規定する業務又は同条第十二項に規定する業務を目的とする施設 次に掲げる事項のいずれも満たすものであること。 〔一〕二 同上 三 その他 第一の一のハ及び二、二の二及びホ、三並びに五から九までに掲げる事項のいずれも満たしていること。この場合において、第一の二のホ中「調理室」とあるのは「調理設備の部分」と、六のイ中「調理室」とあるのは「調理設備」と読み替えるものとする。 第三 児童福祉法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設であつて、複数の保育に従事する者を雇用しているもの 次に掲げる事項のいずれも満たすものであること。 〔一〕三 同上 四 第一の一のハ及び二、五のイ(1)から(4)まで、ロ並びにハ(1)及び(2)、七のイ、二(1)及びヘからチ（(7)を除く。）まで、八並びに九に掲げる事項のいずれも満たしていること。この場合において、第一の五のイ(2)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされて			

備考 表中の「」の記載は注記である。	れている」と、(3)中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、ロ(1)中「施設長」とあるのは「施設の設置者又は管理者」と、七のイ中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、ハ中「乳幼児が感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、ト(3)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、ハのイ中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。 第四 児童福祉法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設であつて、第三に掲げる施設以外の施設 次に掲げる事項のいずれも満たすものであること。 「一 三 略」 四 第一の一のハからホまで、五のイ(1)から(4)まで、ロ(1)前段、(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)、七のイ、二(1)及びヘからチ(7を除く。)まで、八並びに九に掲げる事項のいずれも満たしていること。この場合において、第一の五のイ(2)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、(3)中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、七のイ中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、二(1)中「採用時及び一年に一回」とあるのは「一年に一回」と、ハ中「乳幼児が感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、ト(3)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、ハのイ中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と、九中「職員及び保育」とあるのは「保育」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。
	いる」と、(3)中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、ロ(1)中「施設長」とあるのは「施設の設置者又は管理者」と、七のイ中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、ハ中「乳幼児が感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、ト(3)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、ハのイ中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。 第四 児童福祉法第六条の三第十一項に規定する業務を目的とする施設であつて、第三に掲げる施設以外の施設 次に掲げる事項のいずれも満たすものであること。 「一 三 同上」 四 第一の一のハ及び二、五のイ(1)から(4)まで、ロ(1)前段、(2)及び(3)並びにハ(1)及び(2)、七のイ、二(1)及びヘからチ(7を除く。)まで、八並びに九に掲げる事項のいずれも満たしていること。この場合において、第一の五のイ(2)中「なされた保育の計画が定められている」とあるのは「なされている」と、(3)中「カリキュラムが設定され、かつ、それが」とあるのは「保育が」と、七のイ中「登園及び降園」とあるのは「預かり及び引渡し」と、二(1)中「採用時及び一年に一回」とあるのは「一年に一回」と、ハ中「乳幼児が感染症にかかっていることが分かった場合には、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に対し指示が行われている」とあるのは「感染予防のための対策が行われている」と、ト(3)中「保育室での」とあるのは「保育中の」と、ハのイ中「の見やすいところに掲示」とあるのは「に対し書面等により提示等」と、九中「職員及び保育」とあるのは「保育」と読み替えるものとする。また、食事の提供を行う場合においては、衛生面等必要な注意を払うこと。